



Title	司法優越主義の限界と対話理論の可能性 : アメリカ憲法学における議論を手掛かりに [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	鈴木, 繁元
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第14753号
Issue Date	2022-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/86190
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Shigemoto_Suzuki_abstract.pdf, 論文内容の要旨



学 位 論 文 題 名

司法優越主義の限界と対話理論の可能性

—アメリカ憲法学における議論を手掛かりに—

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、我が国の憲法学においてはしばしば所与の前提とされてきた、憲法解釈における司法部の優越性(judicial supremacy)について、アメリカの議論を比較対象としつつ検討を試みるものである。さらに、司法部を取り巻く政治的・社会的制約を踏まえた上で、政治部門や人民との憲法上の対話(Dialogue)を念頭に置きつつ、我が国の違憲審査制が、人権保障・憲法保障機能において実効的な制度たりうるための方策を探るための理論的な基盤を築くことを目的とするものである。

第1章においては、建国初期から19世紀後半に至るまでのアメリカにおける司法優越主義の諸相を、連邦の政治部門や州政府といった裁判所外のアクターの動向も交えつつ検討した。この検討を通じて、マーベリ判決以来、司法優越主義がアメリカにおいて確立したという記述は、アメリカの憲法政治の歴史から見るに不正確な点を含むものであることを示した。そして、司法優越主義のアメリカにおける受容という現象においては、州と連邦政府という対立状況における連邦最高裁の役割、そして政治部門や産業界といった司法部の支持者の存在を無視することはできないという点を明らかにした。

第2章においては、主として20世紀中盤以降の学説における、司法優越主義の規範的な正当化議論を検討した。第1節では、戦後のアメリカ憲法学界における主流派たる憲法理論と司法優越主義の関係性を分析した。そこでは、裁判所の主たる役割を原理のフォーラムと措定し、かような司法部の制度的特質の強調と司法優越主義を結びつける学説の存在を取り上げた。第2節では、司法優越主義とディパートメンタリズムの対立という議論状況において、司法部の確定機能に着目する理論の分析を試みた。この分析を通じて、法における確定機能を重視する理論は、司法部の判断の実体面における優越性、あるいは司法的判断の正しさを理由として司法優越主義を展開

するのではなく、その判断内容からは独立して、司法部における政治部門からの距離に着目した司法優越主義の正当化を試みている点を指摘した。第2章の検討を通じて、司法優越主義が憲法解釈における司法部の制度的な優越性を語っていたこと、そして、戦後アメリカ憲法学を席卷した学説群に内蔵されていた点を析出した。

第3章ではまず、アメリカにおいては、連邦最高裁の憲法判断が連邦の政治部門や州政府、さらには公衆からの反抗に遭遇し、憲法の究極的解釈者としての連邦最高裁の地位が揺らいだ事例、そして憲法解釈者としての政治部門の対等な地位が強調された事例が多く存在することを示した。またこれら事例においては、必ずしも多数派主義的な政治部門によって少数派の憲法上の権利が篡奪されるという構図ではなく、連邦最高裁の判決を立法部が覆す、あるいは大統領が覆すことによって、結果的に少数派の人権保障に資するというような構図も存在したことを確認した(第1節)。第2節では、人種別学制度や人工妊娠中絶といったアメリカ社会における論争的な憲法上の問題について、その解決を政治部門が司法部に託すことによって、司法優越主義が政治的に構築されてきた歴史を検討した。換言するならば、アメリカにおいて深く浸透しているように思われる司法優越主義は、完全なものでも安定的なものでもなく、政治部門の動機に依存する面が大きいことを示した。これらの検討を通じて、実証的な側面から言えば、連邦最高裁が憲法解釈において最終的権威を握ることができるか否かは、連邦議会や大統領といった政治部門、そして公衆が司法判断を受容するか否かに大きく依存する局面が存在すること、また、裁判所の判断のみにおいて人権保障や憲法上の価値の実現が完結するものではなく、司法部と政治部門との相互関係における、人権保障の実現過程を観察することが重要であることを指摘した。

第4章ではこれまでの分析を踏まえて、司法部がその権威性を保持しつつも、実効的な人権保障機能・憲法保障機能を維持するための方策を構築するための理論として、アメリカにおける対話理論に着目する。対話理論については、我が国において既に包括的な紹介がなされているカナダを含め、比較憲法学において近年注目が集まっている。しかしながら、その理論的前提や、いかなるアクターを対話の主要な参加者とするのか、またいかなる目的で対話を提唱するのかにおいて、対話理論は多種多様であることを指摘することができる。とりわけ本論文が着目したカナダの対話理論とアメリカの対話理論の比較においては、前者では人権憲章第1条や33条といった制度的な基盤を背景とした司法部と立法部の対話が想定されるのに対し、後者は対話の制度的な基盤を有さず、司法部と立法部のみならず公衆をも対話の主要アクターとして措定する。そのため、憲法上の問題に関する公衆を交えた長期間の対話が、アメリカにおいては想定される。さらに、カナダにおける主要な対話理論は、司法審査における反多数者主義の難点という理論的前提を措定した上で論じられているのに対し、アメリカにおいてはそのような文脈における対話理論はもちろんのこと、むしろ、司法審査と民主主義の融和的關係性の描写としても対話が論じられていることも指摘できる。そして、実証的には司法優越主義が維持しえない局面が存在することを踏まえ、公衆や政治部門との関係性において、司法部はいかにしてその権威性を維持してい

くべきかという戦略的な必要性のもと、人民や政治部門における判決の受容の可能性、漸進的な憲法的価値の実現のための対話が論じられる可能性があることも指摘することができる。換言するならば、司法優越主義あるいは議会優越主義でもない対話の中において違憲審査制を位置づけるカナダの議論と異なり、そもそも司法優越主義が維持されうるか否かという問題状況の把握のもと、対話理論が構築される可能性をもアメリカの議論は示唆するものである。これら分析より、対話というモデルは、司法審査が反民主的であるという批判に対する応答という規範的な観点からも、司法部の権威の維持という実적인観点からも有用であることを指摘した。

終章においては、対話理論を従来のごとく司法審査の民主的正当性という地平において論ずるのみならず、司法部の権威の維持という実적인観点において捉えなおすことにより、裁判所の違憲審査による人権保障・憲法保障のための現実的な手法を提供しうる可能性を示した。違憲審査の活性化という議論状況を前進させるためには、司法部の権威の維持という最高裁にとっての関心事項を考慮しつつ、漸進的に憲法価値を実現するための手法の構築が今後必要であり、本論文ではアメリカの対話理論に着目しつつ、その理論的な基礎を提供することを試みた。